

サービス付き高齢者向け住宅に対する 固定資産税の減額について

1. 固定資産税の減額措置の概要

サービス付き高齢者向け住宅として登録された貸家住宅において、新築後5年度分限り、1戸当たり120㎡までの部分について固定資産税を3分の2減額するものです。
なお、都市計画税には減額措置がありません。

2. 要件

1. 平成27年4月1日から令和7年3月31日までに新築されたもの。
2. サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けた賃貸住宅であること。(注1)
3. 主体構造部が耐火構造もしくは準耐火構造の建築物であること、または総務省令で定める建築物であること。
4. 登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以上であること。
5. 1戸当たりの床面積が30㎡以上160㎡以下であること。(注2)
6. 居住部分の床面積の割合が全体の2分の1以上であること。
7. 国または地方公共団体から建築費の補助を受けていること。

(注1) サービス付き高齢者向け住宅の登録要件については、市役所住宅政策課(電話30-9139)にお問い合わせください。

(注2) 1戸当たりの床面積については、「区画された居室の床面積+その床面積割合で按分した共用部分の床面積」で判定します。

3. 申告の手続き

減額を受けるためには、**申告書と下記の添付書類**を新築された翌年の1月31日までに市役所資産税課まで申告しなければなりません。

(添付書類)

- サービス付き高齢者向け住宅の登録通知書の写し
(「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第7条第1項に基づく登録通知書の写し)
- 国又は地方公共団体から交付された整備事業の補助金決定通知書の写し

(その他)

マイナンバーの利用開始に伴い、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施するために、①番号確認および②本人確認の書類をご持参ください。
(郵送の場合はその写しを同封ください。)なお、法人の場合①、②の書類は不要です。

①番号確認書類：「マイナンバーカード」又は「通知カード」

②本人確認書類：顔写真付きの公的な証明書(免許証など)、又は顔写真が付いていない公的な証明書2点(保険証など)

※番号確認書類は、本人(所有者)の番号確認書類です。

※本人確認書類は、代理人の場合、代理人の本人確認書類です。

※代理人による申告の場合は、委任状(原本)が必要となります。

※ご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

市民文化部 資産税課 (家屋)
電話(0942)-30-9013(直通)